物　資　提　供　申　出　書

（様式第２号）

令和　　　年　　月　　日

（提出先）　地域こども支援ネットワーク事業事務局（大阪市社会福祉協議会）

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
|  |
| 氏名 |  |
|  |

　裏面の約款の内容について同意し、次のとおり提供を申し出ます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 製造業者等 | ケース数 | 1ケース当たり入数・重量・サイズ | 利用期限 | 備考（アレルゲン等） |
| 入数 | 重量（kg） | サイズ（cm） |
|  |  |  |  |  |  | × |  | × |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | × |  | × |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | × |  | × |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | × |  | × |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 搬入先 | 搬入日時 | 搬入ケース数 | 搬入方法 |
| 入舟寮 |  |  |  |
| 四恩学園 |  |  |  |
| 博愛社 |  |  |  |
| リアン東さくら |  |  |  |
| 聖家族の家 |  |  |  |

**大阪市ボランティア・市民活動センター　　FAX：０６-６７６５-５６１８　　メール：kodomo@osaka-sishakyo.jp**

大阪市「こども支援ネットワーク事業」に提供される物資の取扱いに関する約款

大阪市及び社会福祉法人大阪市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、この約款の定めるところにより、大阪市「こども支援ネットワーク事業」として本会が運営する「地域こども支援ネットワーク事業」において、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体（以下「活動団体」という。）を支援するため、企業等からの申出に基づき引渡しを受ける物資を、活動団体へ提供するものとします。

１　物資の提供

企業等は、物資を提供するにあたって、事前にその情報（物資の名称、数量、保存の方法や保存上の注意点、消費期限や賞味期限、アレルゲン〔注〕等）を本会に連絡し、本会が企業等の意向を踏まえ活動団体等と調整した内容（物資の種類や量、配送先、納期や保管期間等）に基づき物資を引き渡すものとし、活動団体は、市社協が指定した日時、場所において物資の提供を受けるものとします。

（注）アレルゲンとは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）及び平成27年３月30日消費表第139号消費者庁次長通知「食品表示基準について」に基づき食品に表示されている特定原材料等をいいます。

２　取り扱う物資の種類

物資の種類は、文具、学習機材、衛生用品、衣類、防災備蓄品、米、水、缶詰、インスタント・レトルト食品、調味料など、常温で保管可能なものとし、保管にあたって冷蔵又は冷凍設備が必要な物資は取り扱わないものとします。

３　物資の品質確保

企業等は、法令に適合（物資が食品である場合には、消費期限又は賞味期限内であることを含みます。）する物資を提供するものとします。

４　物資の品質管理

本会は、物資を活動団体へ提供するまでの間保管するにあたっては、物資の品質が保持されるよう、自己の財産と同一の注意義務を持って管理するとともに、活動団体に対しても適切に取り扱うよう指導するものとします。なお、活動団体の便宜を図るため、複数の社会福祉施設（以下「協力施設」という。）において物資の引き渡しを受け、保管することがあります。本会は、この約款を遵守するために必要な事項について協力施設と合意書を締結するものとします。

５　物資の転売等の禁止

本会は、物資を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとします。また、協力施設及び活動団体に対しても転売等を禁止するものとします。

６　物資に関する情報の記録及び結果の報告

本会は、物資の取扱いに関する情報を記録し、これを５年間保存するものとします。また、企業等が希望する場合、企業等に対し、活動団体への物資の提供に関する結果を報告するものします。

７　責任の所在

（１）物資の品質について、引渡し段階及び物資が食品である場合の消費期限又は賞味期限までは原則、企業等において品質を保証するものとします。引渡し後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、本会、協力施設、又は活動団体の責任において管理するものとします。

（２）物資が食品である場合の食品衛生上の問題については、引渡し前の原因によるものは企業等の責任、引渡し後の原因によるものは本会、協力施設又は活動団体の責任とします。

８　事故発生時における対応

大阪市、本会、企業等は、物資に関係する事故が発生した場合、本会、企業等又は関係者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事故後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとします。

また、大阪市は、必要に応じて、第三者委員会を設置して、原因究明や事故後の対応、再発防止等に取り組むものとします。

９　活動団体における物資の情報の取扱い

活動団体における物資の製造・販売者名、物資の名称等に関する情報の公表や取材時における取扱いについては、企業等の指示に従うものとします。

10　その他

調整後の状況変化等により、引き渡しを受けた物資を活動団体に提供することができなくなった場合等には、事前に企業等の了解を得たうえで、協力施設等において物資を利用することができるものとします。

大阪市

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会